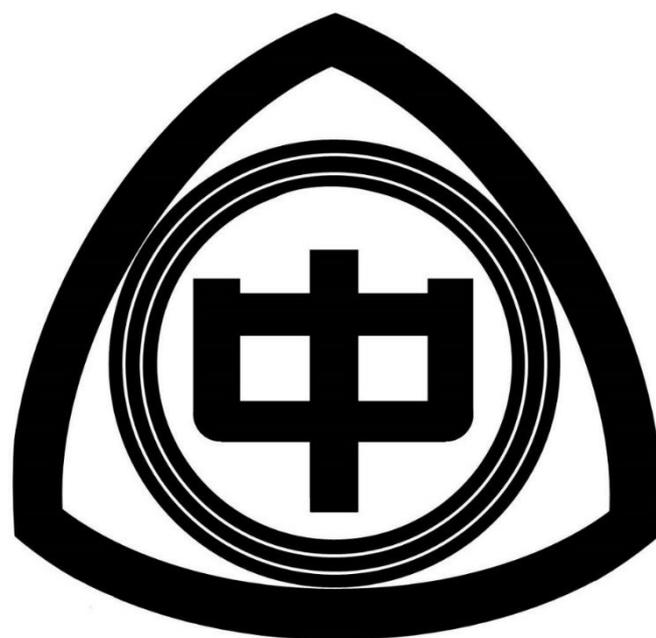


錦町立錦中学校

「いじめ防止基本方針」



令和5年4月

錦町立錦中学校

## 【目 次】

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	1
(1) いじめの防止等に関する基本理念	1
(2) いじめの定義	2
(3) いじめの理解	2
2 学校の基本方針の内容	3
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携	4
(5) 関係機関との連携	4
4 いじめの防止等対策に向けた組織の設置	5
(1) 目的	5
(2) いじめ・不登校対策委員会（常設）	5
(3) いじめ対応サポート班（特設）	5
(4) 組織の関係図	6
5 学校における取組	6
(1) いじめの防止のための取組	6
(2) いじめの早期発見の取組	7
(3) いじめに対する措置	7
(4) いじめの解消	8
(5) 教育相談体制	9
(6) 児童生徒が主体となる取組	9
(7) 研修及び情報交換	9
(8) 地域や家庭との連携	9
(9) 関係機関との連携	9
(10) 重大事態への対応	9
6 取組の評価等（PDCAサイクルについて）	10
(1) 学校評価の活用	10
(2) 再発防止の取組	10

# 錦町立錦中学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、生徒をとりまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況である。

本町においては、町教育委員会が中心となって、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んできたところである。

また、「徳・知・体」の調和のとれた教育を目指しており、特に生徒の豊かな人間性の育成のため、道徳教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通じた心の教育を推進してきたところである。

錦町立錦中学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての生徒が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる生徒等の人間的な成長を期して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## (2) いじめの定義 (定義)

「いじめ防止対策推進法」

第2条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア 法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び、特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

イ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

ウ この法律において「人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

エ この法律において「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※いじめの多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。

例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、生徒の観察をあらゆる視点から評価することが必要。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク 遊びやふざけあいを装って行われたりする事もある

ケ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## (3) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、

被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

## 2 学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの早期対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身に付けさせることが必要である。その際には、生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努めることも重要である。特にアクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さないようにする。

さらに、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、すべての生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、町民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に観察、アンケート、生徒・保護者、地域からの情報を取り入れ、いじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

## **(3) いじめへの対処**

学校は、いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身に付けるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

## **(4) 地域や家庭との連携**

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

## **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務支援センター、医療機関等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議（ケース会議）の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 4 いじめ防止等対策に向けた組織の設置

### (1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織と特設の組織を次のとおり設置する。

常設の組織「いじめ・不登校対策委員会」

特設の組織「いじめ対応サポート班」

### (2) いじめ・不登校対策委員会（常設）

いじめの防止や早期発見の取組の検討を行うとともに、学校で把握したいじめに対して、組織的な対応ができるように協議、調整、評価を行う。

また、「いじめ・不登校対策委員会」における窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を本組織内に最低1名置くものとする。

さらに、「学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。

そして、学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会や関係機関等と連携し対応する。本会は、月に1～2回程度実施する。

構成員	校内	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、情報集約担当者
	外部専門家等 (必要に応じて)	スクールカウンセラー（SC） スクールソーシャルワーカー（SSW）

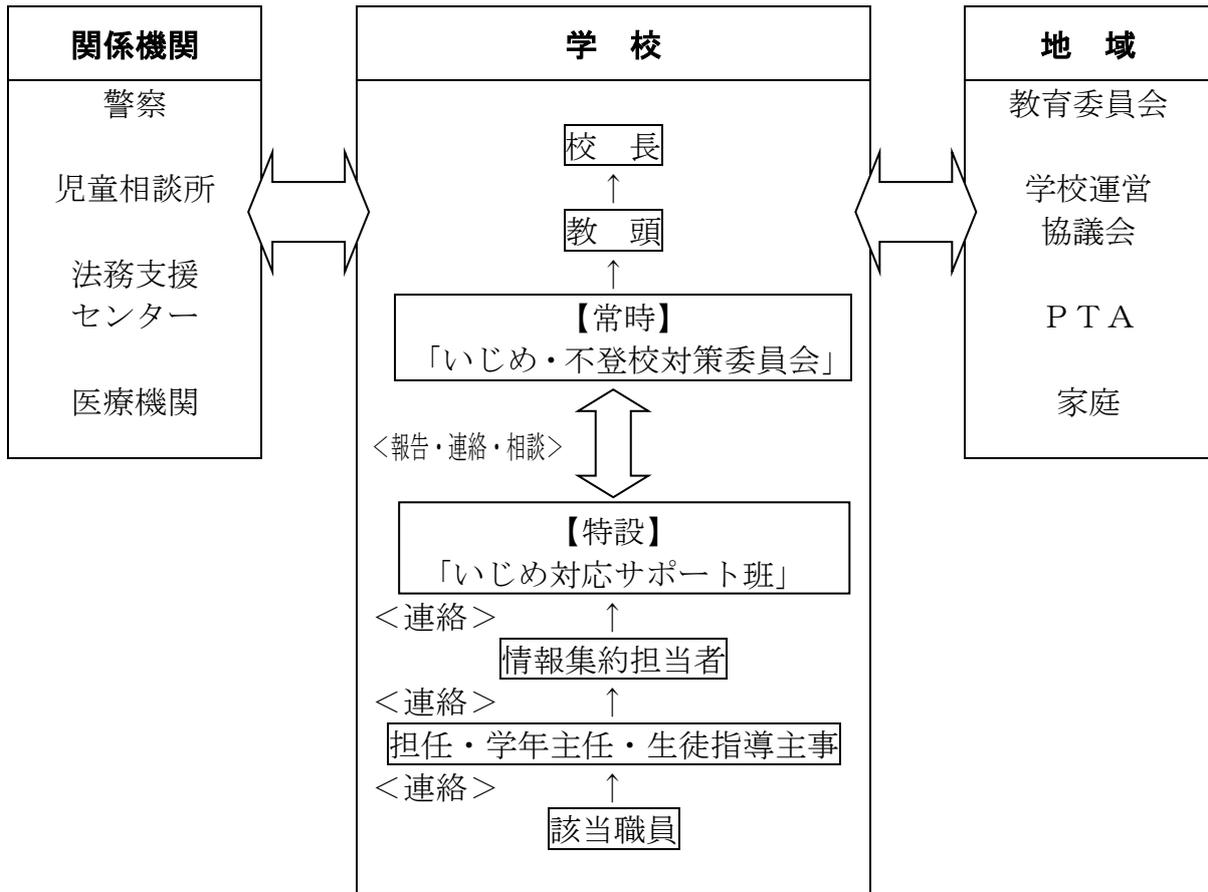
### (3) いじめ対応サポート班（特設）

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

- ① 当該いじめ事案の対応方針の決定
- ② 情報収集担当者を中心とした個別面談等による情報収集
- ③ 他生徒、保護者、地域からの情報収集と連携
- ④ 継続的な支援とフォロー
- ⑤ SCやSSW等の外部機関や警察、児童相談所、法務支援センターなどとの連携

構成員	校内	生徒指導主事、学年主任、各学年生徒指導担当者、養護教諭、学級担任、部活動担当、情報集約担当者
	外部専門家等 (必要に応じて)	スクールカウンセラー（SC） スクールソーシャルワーカー（SSW）

#### (4) 組織の関係図



※事案発生後、管理職には随時進捗状況を報告・連絡・相談しながら解決に当たる。

### 5 学校における取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

#### (1) いじめの防止のための取組

##### ① いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ根絶強化月間」等で、全校生徒を対象に、いじめに関する講話等を行う。
- イ 年間を通じて、適宜生徒がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。「人権学習」「人権週間の取組」「人権集会」「異年齢集団との交流」など。
- ウ いじめ対応について、他校の先進的な取組について学ぶ。

##### ② いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 生徒会を通じて生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。
- イ いじめ防止等に向け、教職員、生徒の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- エ さまざまな体験活動と読書活動の充実を図る。
- オ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。

- カ 部活動等を通して、人間関係を深めるなど社会的な態度を育成する。
- キ それぞれの生徒のよさや違いを認める機会を意識してつくる。
- ③ いじめが起きにくい集団の育成
  - ア 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを推進する。
  - イ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
  - ウ ストレスに対して適切に対処できる力を育む。
  - エ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう P T A 活動を活発に進める。
  - オ 正しいことを正しいといえる雰囲気育てていく。
- ④ 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
  - ア すべての教育活動を通して、生徒が主体的に行動し、他者の役にたっているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
  - イ 家庭や地域と連携し、生徒がまわりから愛情を受け育っていることが実感できるような取組を行う。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒に係る情報を収集し、いじめの実態を把握する。
- ② 「いじめのチェックリスト」を定期的実施し、その分析を行う。
- ③ いじめについて生徒や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。
- ④ 生徒、保護者、地域等へ、電話等による相談の窓口を周知する。
- ⑤ 教員は日常的に生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑥ 生徒の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑦ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。
- ⑧ いじめを相談することの勇気や大切さを生徒にしっかりと伝える。

## (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
  - イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
  - ウ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安心・安全を確保する。
  - エ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合は、必ず校長及び教頭、学年部に報告をする。
- ② いじめの事実確認と報告
  - ア 情報集約担当者が得た情報をもとに、いじめ対応サポート班が中心になり、いじめの事実確認を行う。その後、いじめ・不登校対策委員会で対策等協議する。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
  - イ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

- ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。
- エ いじめの事実確認については、複数の職員で行い、いじめに関与した双方の生徒から事情を聞く。
- ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援
- ア いじめられた生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
- イ いじめた生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた生徒が安心して落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ウ 一連の対応が終わった後も、継続的にいじめが再発していないか、いじめられた生徒を見守る。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ア いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。
- イ はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話合うなどして、いじめを許さない態度を育てる。
- エ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
- オ P T Aを中心に家庭にも啓発を図り、いじめの根絶に向けた取組を行う。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
- ア SNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。
- イ ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、所轄警察署（サイバーパトロール）の協力を求める。
- ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。
- エ ネット上のいじめ及び人権侵害等の具体的な事例を生徒に伝え、ネット上のトラブルを未然に防ぐ教育と保護者啓発を推進する。

#### (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、3か月の目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ・不登校対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

ウ 行為が止んでいない場合は、改めて、いじめに対する措置を講じるとともに、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### **(5) 教育相談体制**

生徒及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ① 愛の1・2・3運動+1（プラスワン）の遂行。
- ② 学期毎に二者教育相談（希望があれば三者教育相談）、3年生は進路時期には三者教育相談を実施する。
- ③ スクールカウンセラー等との相談受付を随時行う。

#### **(6) 生徒が主体となる取組**

生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ① 生徒会を中心に、いじめの根絶に向けた取組を行う。
- ② 全クラスで、いじめ根絶に向けて自分たちができることを話合う時間を設定する。

#### **(7) 研修及び情報交換**

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図る取組を行う。

- ① 生徒に関する情報交換（櫻園の会）を月1回、研修を年間2回行う。
- ② ネットやSNS等における現状や課題に関する校内研修を行う。

#### **(8) 地域や家庭との連携**

- ① 年度初めのPTA総会の場において、いじめ防止に関する学校の基本方針を保護者に説明し、保護者の意識の啓発に努める。
- ② 地域で生徒の様子に異変を感じた場合、学校へ連絡してもらう。
- ③ 学校ホームページに本方針を掲載し、周知・啓発に努める。

#### **(9) 関係機関との連携**

- ① いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合は、関係諸機関へ相談し、諸問題の解決を図る。
- ② いじめが起きた背景によっては、SCやSSWとも情報を共有し、諸問題の解決を図る。

#### **(10) 重大事態への対応**

- ① 重大事態の発生と報告  
重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、町長に報告しなければならない。

## ② 重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。

イ 調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた生徒や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

ウ 調査の方法については、国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にする。さらに、調査用紙等については、あらかじめ「附属機関」で準備されたものを使用する。

## ③ 調査結果の報告

ア 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を教育委員会を通じて、町長に報告する。

イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。

# 6 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

## （1）学校評価の活用

学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。

## （2）再発防止の取組

いじめが発生し、その指導や対応が落ち着いたところで、必ずその案件についていじめの防止、発見、本人及び加害生徒への対応、保護者への対応、組織としての対応についてどうだったか。関係した職員、管理職で振り返り、今後の指導に生かすようにする。

平成31年4月5日 改正

令和2年4月30日 改正

令和3年3月16日 改正

令和3年4月6日 改正